

名古屋市外郭団体指導調整要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市が実施する外郭団体に対する指導調整に関し、各局室が担う役割などの必要な事項を定めるとともに、外郭団体に対する指導調整に関し必要な事項を定め、外郭団体の円滑な運営及びその効率化、活性化を促進し、もって市政の効率的運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「外郭団体」とは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる法人をいう。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に該当する地方住宅供給公社及び地方道路公社並びに一般社団法人及び一般財団法人、株式会社（国又は他の地方公共団体が、設置及び運営の主体となっている法人を除く。） 別表第1に掲げる法人

(2) 本市の出捐が基本金の4分の1以上である社会福祉法人 別表第2に掲げる法人

2 この要綱において「局長」とは、名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に規定する局及び室の長並びに上下水道局長、交通局長、消防局長及び教育長をいう。

第2章 外郭団体に対する指導調整

(外郭団体に対する指導調整の原則)

第3条 外郭団体を所管する局長（以下「所管局長」という。）は、組織、人員、財務、事業の執行状況及び成果といった、所管する外郭団体（以下「所管団体」という。）の運営状況を把握するとともに、外郭団体の特性、自主性、自立性を尊重しつつ、外郭団体の円滑な運営及びその効率化、活性化のために必要な指導調整を行う。

2 前項の場合において、所管局長のほか、所管団体に対し市職員を派遣し、又は所管団体に補助金や委託料などの財政的な支出を行っているなど、所管団体の運営に関与している局長がある場合、所管局長は、当該関与にかかるものについては、当該局長と連携して指導調整を行う。

3 総務局長及び財政局長は、所管局長が行う所管団体に対する指導調整に関する事務について、統一的な観点から必要な総合調整を行う。

(所管局長の届出)

第4条 所管局長は、本市又はその所管団体が、当該所管団体に関して次に掲げる事項を行おうとするときは、あらかじめ総務局長に届け出なければならない。ただし、当該事項で予算措置を必要とするものである場合にあっては、当該予算措置を必要とする年度

の前年の10月31日までに行う。

- (1) 所管団体の解散、統合、業務の継承等に関すること。
 - (2) 本市の資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の額の変更にに関すること。
 - (3) 本市の出資比率に著しい変更を生ずることとなる本市以外の者の出資に関すること。
 - (4) 役員構成、組織、人員等の重要な変更に関すること。
 - (5) 本市の職員又は退職者の任用及びこれらの者の勤務条件等の変更にに関すること。
 - (6) 本市の補助金又は貸付金等の支出に係る基本的な方針の変更にに関すること。
 - (7) その他所管団体の運営に関する重要事項に関すること。
- 2 第2条第1項第2号に規定する法人に係る、前項第3号及び第4号に掲げる事項については、総務局長への届出に代え、報告を行うことができる。
- 3 第1項の場合において、総務局長は、必要があると認めるときは、財政局長及び関係局長と意見調整をし、所管局長に意見を述べるすることができる。

（所管局長の調査及び報告）

第5条 所管局長は、所管団体の運営状況に関し総務局長に報告する。

- 2 総務局長は、外郭団体のほかに特に必要と認める団体について、当該団体を所管する局長に対し、前項の規定に準じて運営状況の報告を求めることとする。
- 3 前項に定める団体のうち、経営が著しく悪化しているおそれのあるものと特に認める団体については、当該団体を第2条に定める外郭団体とみなし、この要綱を適用する。

（外郭団体の運営状況の公表）

第6条 総務局長は、前条第1項の規定による報告を受けたとき、財政局長と協力し取りまとめた後、その内容を公表する。

- 2 前項の場合において総務局長は、当該報告事項に関し必要があると認めるとき、所管局長に対し、当該所管団体に対して指導調整を行うよう求めることができる。

（外郭団体に対する指導調整への助言及び提案）

第7条 総務局長は、必要があると認めるとき、財政局長との意見調整を踏まえ、所管局長が実施する外郭団体に対する指導調整に対し助言及び提案をすることができる。

- 2 所管局長は、前項の規定に基づき助言及び提案を受けたとき、その内容に対する検討結果を総務局長に報告しなければならない。

第3章 団体の新設等に関する調整

（団体の新設等に関する調整）

第8条 所管局長は、本市が資本金等を出資することとなる法人の設立を計画するにあたっては、あらかじめ総務局長及び財政局長と必要な調整を行わなければならない。

- 2 所管局長は、本市が資本金等を出資することとなる法人を設立しようとするときは、

当該資本金等の予算措置を必要とする年度の前年の10月31日までに、総務局長に協議しなければならない。本市以外の者が設立しようとする法人に本市が資本金等を出資するとき又は既に設立されている法人に資本金等を出資するときも同様とする。

- 3 総務局長は、前項の協議を受けたとき、財政局長及び関係局長と意見調整をし、所管局長に意見を述べる等の必要な調整を行う。
- 4 所管局長は、前3項の処理が終わった後でなければ、当該法人の設立又は出資の手続を進めてはならない。

第4章 外郭団体に対する調査

(外郭団体に対する調査)

- 第9条 総務局長及び財政局長は、所管局長が行う外郭団体に対する指導調整に関し必要があると認めるとき、外郭団体に対して調査をすることができる。
- 2 前項の定めにより、外郭団体に対して調査をするとき、総務局長及び財政局長は、当該外郭団体の所管局長と必要な調整を行ったのち、所管局長と連携して行う。

第5章 外郭団体指導調整会議の設置等

(外郭団体指導調整会議)

- 第10条 外郭団体の設立及び統廃合並びに統一的な指導調整基準の策定及び変更その他外郭団体に関する基本的な事項についての方針を決定するとともに、所管局長が行う外郭団体に対する指導調整に関する全市的な方針の決定、重要課題に対する全市的な調整をするため、名古屋市外郭団体指導調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。
- 2 調整会議に会長及び副会長を置き、会長は総務局主管副市長、副会長は他の副市長をもって充てる。
 - 3 委員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
 - 4 会長は、必要に応じて調整会議を招集し、その会議の議長となる。
 - 5 会長は、調整会議を招集する場合で、必要があると認めるとき、出席する委員を指定することができる。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 7 会長は、市の重要な方針を決定する場合等必要があると認めるとき、市長の会議への出席を求めることができる。
 - 8 会長は、必要があると認めるとき、別表第3に掲げる者以外の者を調整会議の会議に出席させることができる。

(外郭団体指導調整会議幹事会)

- 第11条 調整会議が所掌する事務について、調査及び検討を行うため、外郭団体指導調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会に幹事を置き、別表第4に掲げる者をもって充てる。

- 3 総務局行政 DX 推進部行政改革推進課長は、必要に応じて幹事会を招集し、その会議の議長になる。
- 4 総務局行政 DX 推進部行政改革推進課長は、幹事会を招集するとき、必要に応じて、出席する幹事を指定することができる。
- 5 総務局行政 DX 推進部行政改革推進課長は、必要があると認めるとき、別表第 4 に掲げる者以外の者を、幹事会の会議に出席させることができる。

(外郭団体連絡会議)

第12条 外郭団体との協議、意見交換、連絡調整を行うため、名古屋市外郭団体連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、総務局行政 DX 推進部行政改革推進課のほか、外郭団体の所管局及び所管局長が指定する所管団体の職員及び社員で構成する。
- 3 総務局行政 DX 推進部行政改革推進課長は、必要があると認めるとき、連絡会議を招集し、その会議の議長となる。この場合において、同課長は、出席する職員及び社員が属する外郭団体を指定することができる。

(庶務)

第13条 調整会議、幹事会及び連絡会議の庶務は、総務局行政 DX 推進部行政改革推進課において処理する。

第 6 章 補 則

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から実施する。
- 2 名古屋市外郭団体等指導調整要綱及び名古屋市外郭団体等指導調整要綱取扱要領は、施行日以降廃止する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 23 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 8 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 28 日から実施する。ただし、第 2 条の規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 26 日から実施する。ただし、第 2 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 25 日から実施し、この要綱による改正後の名古屋市外郭団体指導調整要綱の規定は、平成 29 年 10 月 13 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

(別表第 1)

所 管 局	団 体 名
経 済 局	名古屋食肉市場株式会社
	公益財団法人名古屋市中小企業共済会
	公益財団法人名古屋食肉公社
	公益財団法人名古屋産業振興公社
観光文化交流局	公益財団法人名古屋国際センター
	公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社
	公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団
	公益財団法人名古屋市文化振興事業団
	公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
住宅都市局	公益財団法人名古屋まちづくり公社
	名古屋市住宅供給公社
	名古屋高速道路公社
	若宮大通駐車場株式会社
	名古屋ガイドウェイバス株式会社

	栄公園振興株式会社
	名古屋臨海高速鉄道株式会社
緑政土木局	公益財団法人なごや建設事業サービス財団
	名古屋西部ソイルリサイクル株式会社
教育委員会	公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
上下水道局	名古屋上下水道総合サービス株式会社
交 通 局	株式会社名古屋交通開発機構

(別表第 2)

所 管 局	団 体 名
健康福祉局	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団

(別表第 3)

総務局長
財政局長
経済局長
観光文化交流局長
健康福祉局長
住宅都市局長
緑政土木局長
教育長
上下水道局長
交通局長

(別表第 4)

総務局行政 DX 推進部行政改革推進課長
総務局行政 DX 推進部担当課長 (組織定員)
総務局職員部人事課長
総務局職員部給与課長
財政局財政部財政課長
経済局産業労働部産業企画課長
観光文化交流局総務課長
健康福祉局総務課長
住宅都市局企画経理課長
緑政土木局企画経理課長
教育委員会事務局総務部企画経理課長
上下水道局経営本部企画経理部担当課長(運営体制・経営改革)
交通局営業本部企画財務部担当課長 (企画調整)